

○羽島市環境美化看板支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の環境美化を促進するため、環境保全啓発用の看板を自治会に支給することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 看板 市が作成した次に掲げるいずれかの事項を記載した環境保全啓発用の環境美化看板をいう。

ア 犬のふん便防止に関する事項

イ 野焼き防止に関する事項

ウ 不法投棄防止に関する事項

エ ポイ捨て防止に関する事項

(2) 自治会 地域住民により構成され、住民の自治の振興を図ることを目的として組織されている住民自治組織であり、羽島市自治委員会及び羽島市自治委員会を構成している各町自治委員会に属するものをいう。

(3) 権利者等 土地若しくは施設を所有又は管理する者をいう。

(申請)

第3条 看板の支給を希望する自治会は、環境美化看板支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(支給)

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合は看板を支給するものとする。

2 看板の支給枚数は、1回の申請につき第2条第1号に規定する看板に記載された事項毎に2枚までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 交換、盗難等により、以前支給したものの再申請を行う場合

(2) 市長が地域の環境美化を促進するために必要であると判断した場合

3 看板を支給された自治会（以下「設置自治会」という。）は申請書に記載された設置条件を遵守しなければならない。

(事故等の賠償)

第5条 看板の管理は設置自治会の責任において行い、事故等が発生し第三者に損害を与えた場合は、設置自治会はその損害賠償の責任を負うものとする。

(支給の取消し)

第6条 市長は、設置自治会が次の各号のいずれかに該当する場合は、環境美化看板支給取消通知書（別記第2号様式）により設置自治会に通知し、看板の支給を取り消すことができる。

- (1) 第4条第3項の規定に反すると認めたとき。
- (2) その他この要綱の趣旨に反すると市長が認めたとき。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により支給の取消しを行ったときは、環境美化看板返還請求書（別記第3号様式）により看板の返還を設置自治会に請求し、看板を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行期日前に自治会が市から受領している全ての看板は、この要綱により支給されたものとみなすものとする。

附 則（令和3年3月31日告示第100号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、改正前の羽島市環境美化看板支給要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年11月30日告示第314号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日告示第32号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の別記第1号様式の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。